

災害薬事コーディネーターおよび災害薬事センターの設置について（案）

1 災害薬事コーディネーターとは[都資料から引用]

- ・薬事の観点から災害医療コーディネーターをサポートし、地域の医療救護活動が円滑に行われるように、医薬品に関する情報収集や薬剤師班の活動を調整する。

2 災害薬事センターとは[都資料から引用]

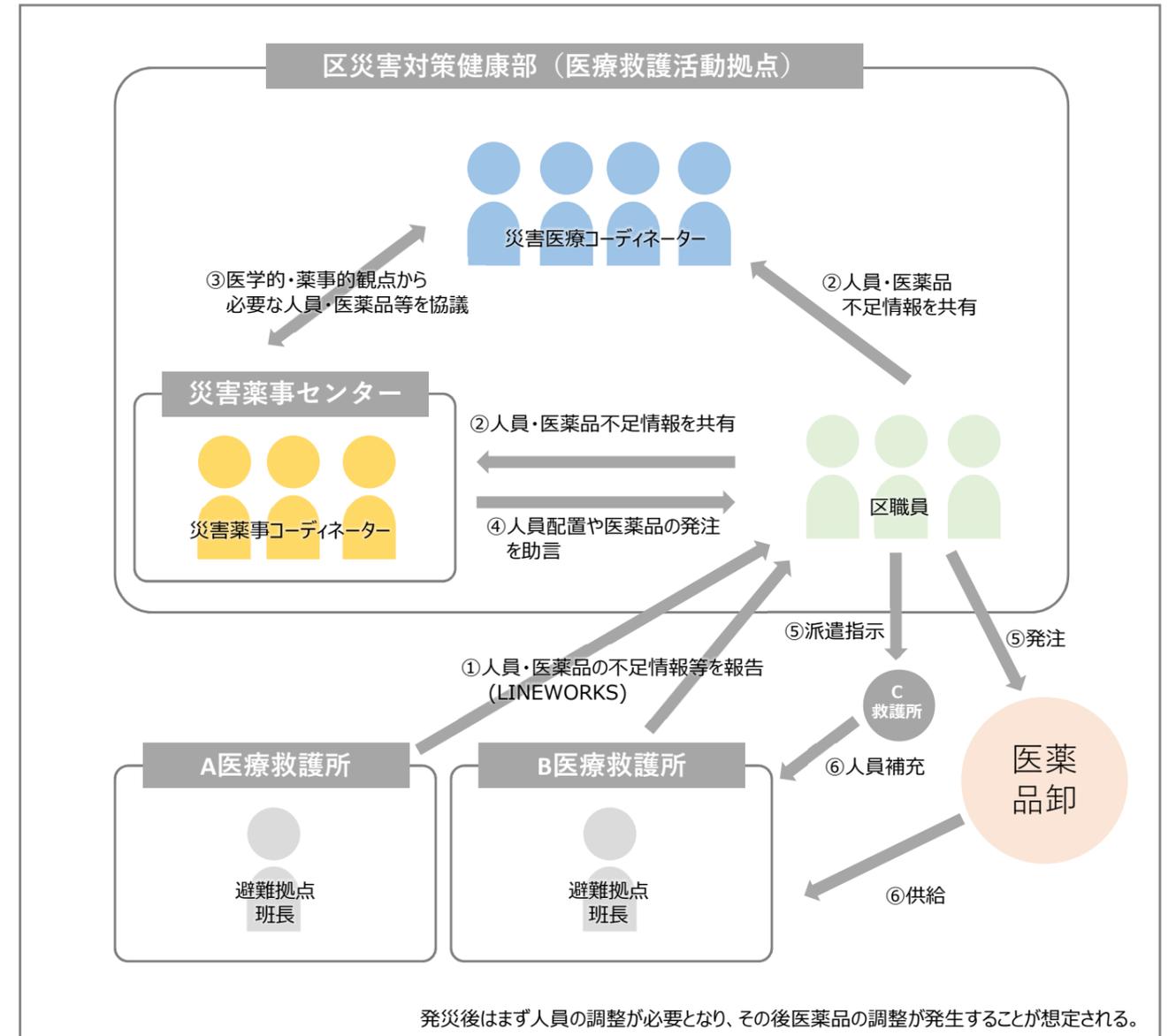
- ・薬事に関する「人」（薬剤師、薬局、卸売販売業者等）と「物」（医薬品、医療資器材等）を調整する拠点。
- ・原則、医療救護活動拠点と同一建物（または近接場所）に設置。複数設置可。
- ・災害薬事センターのセンター長＝災害薬事コーディネーター

3 設置の方向性

- ・災害薬事コーディネーター ⇒ 医薬品統括責任者制度を移行
 - ・災害薬事センター ⇒ 区災害対策健康部(休日夜間薬局)に設置
- ※制度等の整理は下表のとおり

	医薬品統括責任者	災害薬事コーディネーター
根拠	災害時の医療救護活動についての協定書	災害時の医療救護活動についての協定書（一部改定）
選定	薬剤師会が指定	薬剤師会が推薦し、長が委嘱
参集	災対健康部	災害薬事センター（医療救護活動拠点内）
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄医薬品等が不足し、新たな医薬品等を調達する必要がある場合における医薬品等の調達業務の調整 ・その他医薬品等の確保に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所等で必要になる医薬品等の需給状況の把握、在庫管理など ・薬剤師班の差配、支援要請など ・病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等、地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品の過不足状況の把握、薬事関係者の調整など
定数・身分	定めなし	3名程度・委嘱
任期	定めなし	1年(参考:災害医療コーディネーター=1年)
報酬等	区が負担(詳細は協議)	区が負担(詳細は協議)
活動時間	72時間	定めなし

4 体制図



5 スケジュール

